

【資料2①】

枚方市地域クラブ活動に関する認定要項(案)

1. 目的

枚方市立学校における部活動の受け皿として、枚方市地域クラブ活動(以下「地域クラブ」という)に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2. 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

クラブの組織に関するこ

- (1) 市内の中学生が参加できるクラブであること
- (2) 部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導をめざすこと。
- (3) 「枚方市立学校部活動方針」に沿った活動(休養日・活動時間については遵守)であること。
- (4) 活動内容や活動実績について、生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (5) 大会出場のために編成されたものではなく、年間を通じて活動するものであること。
- (6) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (7) 活動拠点は原則として枚方市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (8) 認定期間は最大3年とし、年度更新制とする。
- (9) 地域クラブに参加する会員(中学生等及び保護者)が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- (10) 持続可能なクラブの運営をめざし、複数の役員や指導者が運営に携わること。
- (11) 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
〔目的・運営主体(役員)・入退会・会費等・活動場所・活動時間・休養日・保険等〕
- (12) 学校活動時のけが等に備えた災害給付と同等の保障となるスポーツ安全保険等に加入すること。
- (13) 市やスポーツ団体等が主催する指導者研修を受講するなど、専門性や指導力の向上に努めている指導者が運営に関わること。
- (14) 中体連等の各種大会は、大会の規定に基づき地域クラブとしての参加をすること。

クラブの活動方針や指導方針に関するこ

- (1) 国・府のガイドラインや、「枚方市地域クラブ活動方針 ひらかたモデル」を順守して活動するこ

と

- (2) 生徒の安全確保に努め、暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント等の行為は、人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の人権を尊重して活動を行うこと。
- (3) 過度な練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、バーンアウト、精神の不安定につながることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスを取れた生活を送ることができるように、学校部活動に準じた休養日及び活動時間を設定すること。
- (4) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や給食時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

3. 認定の申請

地域クラブの認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という）は、「枚方市地域クラブ活動認定申請書」に次に掲げる書類を添えて、枚方市教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約または会則等、それに相当するもの
- (2) 当年度の活動計画書（任意様式）
- (3) 年間収支予算関係資料・収支報告関係資料（年度末）
- (4) 枚方市地域クラブ認定要件確認書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

4. 認定の決定

教育委員会は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行い、認定の可否について判断し、「枚方市地域クラブ活動認定通知書」または「枚方市地域クラブ活動不認定通知書」を申請団体に送付する。

5. 認定期間

認定期間は最大 3 年間とし、3 年以上活動経歴のある団体が直接、大阪府中学校体育連盟の大会に参加する場合は直接大阪府に申請すること。（一部競技、団体を除く）

6. 変更の届出

認定を受けた地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という）は、「枚方市地域クラブ活動認定申請書」

の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

7. 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が認定地域クラブとして不適当と認めたとき。

8. 認定地域クラブの責務

- (1) 認定地域クラブは、教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力をを行うものとする。
- (2) 認定地域クラブは会員に対してスポーツ安全保険等、傷害保険の加入するものとする。

9. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

附則

この要項は、令和7年〇月〇日から施行する。